

吸収合併に係る事後開示書面

(会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に定める書面)

令和2年8月31日

株式会社ベルーナ

令和2年8月31日

吸収合併に係る事後開示事項

埼玉県上尾市宮本町4番2号
株式会社ベルーナ
代表取締役 安野 清

当社を吸収合併存続会社、株式会社ベルーナ酒販（本店：埼玉県上尾市仲町一丁目7番1号）を吸収合併消滅会社とする吸収合併の効力が発生したので、会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条の定めに従い、下記のとおり吸収合併等の内容その他法務省令に定める事項を記載した書面を備え置くこととします。

記

1. 吸収合併が効力を生じた日

令和2年8月31日をもって本件吸収合併の効力を生じております。

2. 吸収合併消滅会社における次に掲げる事項

イ. 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続きの経過

会社法第784条の2の規定に基づき吸収合併をやめることを請求した吸収合併消滅会社の株主は存在しませんでした。

ロ. 会社法第785条の規定及び会社法第787条の規定並びに会社法第789条の規定による手続きの経過

①会社法第785条の規定による手続きの経過

当社は吸収合併消滅会社の特別支配会社であるため、会社法第785条の規定に基づく株式買取請求権は有しておりません。

②会社法第787条の規定による手続きの経過

吸収合併消滅会社は、新株予約権を発行しておりません。

③会社法第789条の規定による手続きの経過

吸収合併消滅会社は、会社法第789条第2項の規定に基づき、令和2年7月1日付の官報により債権者に対する合併についての異議申述公告し、かつ、知れている債権者には各別にこれを催告いたしました。異議申述期間の満了日である令和2年8月1日までに異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における次に掲げる事項

イ. 会社法第796条の2の規定による請求に係る手続きの経過

本件合併は会社法第796条第2項の規定に基づく簡易合併であるため、当社の株主は会社法第796条の2に基づく合併差止請求権は有しておりません。

ロ. 会社法第797条及び会社法第799条の規定による手続きの経過

①会社法第797条の規定による手続きの経過

本件合併は会社法第796条第2項の規定に基づく簡易合併であるため、当社の株主は会社法第797条の規定に基づく反対株主の株式買取請求権は有しておりません。また、会社法施行規則第197条の規定により定まる数の株式を有する株主から本件合併に反対する旨の通知はございませんでした。

②会社法第799条の規定による手続きの経過

当社は、会社法第799条の規定に基づき、令和2年7月1日付の官報により、かつ、会社法第799条第3項の規定に基づき、会社法第939条第1項の規定による定款の定めに従い、会社法第939条第1項第3号に掲げる令和2年7月1日付の電子公告の方法により、債権者に対する合併についての異議申述公告を行いました。異議申述期間の満了日である令和2年8月1日までに異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、吸収合併消滅会社の資産・負債及びその他の権利義務一切を承継しました。

5. 会社法第782条第1項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面

別紙のとおりです。

6. 本件吸収合併による変更登記をした日

令和2年8月31日に変更登記を行いました。

7. 前各号に掲げるもののほか、本件吸収合併に関する重要な事項

該当する事項はありません。

以上

吸収合併に係る事前開示書面

(会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に定める書面)

令和2年7月1日

株式会社ベルーナ酒販

令和2年7月1日

吸収合併に係る事前開示事項

埼玉県上尾市宮本町4番2号
株式会社ベルーナ
代表取締役 安野 清

当社は、令和2年6月1日付で当社と株式会社ベルーナ酒販（以下、「ベルーナ酒販」といいます。）との間で締結した吸収合併契約書に基づき、令和2年8月31日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、ベルーナ酒販を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下、「本件吸収合併」といいます。）を行うことといたしました。

本件吸収合併に関する事項は、下記のとおりです。

記

1. 吸収合併契約書（会社法第794条第1項）

令和2年6月1日付で当社とベルーナ酒販が締結した吸収合併契約書は、別添1のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第191条第1号）

当社はベルーナ酒販の完全親会社であるため、本件吸収合併では、会社法第749条第1項第2号及び第3号に掲げる事項は定めておりません。

3. 吸収合併消滅会社の新株予約権に関する事項（会社法施行規則第191条第2号）

ベルーナ酒販は新株予約権を発行しておりません。

4. 吸収合併消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等

（会社法施行規則第191条第3号）

ベルーナ酒販の最終事業年度（平成31年4月1日～令和2年3月31日）に係る計算書類等は、別添2のとおりです。

なお、最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません。

5. 吸収合併存続会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な後発事象

（会社法施行規則第191条第5号）

最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません。

6. 吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

(会社法施行規則第191条第6号)

本件吸収合併後の当社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本件吸収合併後の当社の収益状況およびキャッシュフローの状況について、当社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。従いまして、本件吸収合併後における当社の債務については履行の見込みがあると判断いたします。

以上

吸 収 合 併 契 約 書



存続会社:株式会社ベルーナ
消滅会社:株式会社ベルーナ酒販



吸収合併契約書

株式会社ベルーナ（以下「甲」という。）及び株式会社ベルーナ酒販（以下「乙」という。）は、以下の通り合併契約を締結する。

第1条（合併の方法）

甲及び乙は、合併して甲は存続し、乙は解散するものとする。

第2条（効力発生日）

効力発生日は、令和2年8月31日とする。ただし、甲乙間で協議のうえ、期日を変更できるものとする。

第3条（合併対価の交付及び割当て）

甲は乙の全株式を所有しているため、乙との合併において一切の対価を交付しないものとする。

第4条（合併承認決議）

甲及び乙は、効力発生日の前日までに、それぞれ本契約の承認及び合併に必要な事項に関する機関決定を行なうことを要するものとする。

第5条（権利義務全部の承継）

甲は効力発生日において、乙の従業員全員、資産及び負債その他一切の権利義務を承継するものとする。

第6条（会社財産の善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結日から効力発生日に至るまで善良なる管理者としての注意義務をもってそれぞれの業務を執行し、かつ一切の財産管理の運営を行なう。その財産または権利義務に重大な影響を及ぼす事項については、あらかじめ甲乙間で協議するものとする。

第7条（合併条件の変更）

本契約締結日から効力発生日に至る間において天災地変その他の事由により、甲もしくは乙の財産または経営状態に重要な変動が生じた場合は、甲乙間で協議の上、本契約の条件を変更し、又は本契約を解除することができるものとする。

第8条（合併契約の効力）

本契約は、第4条に定める甲及び乙の適法な機関決定並びに法令が定める要件が満たされないときは、効力を失うものとする。

第9条（協議事項）

本契約に定めるもののほか、合併に際し必要な事項が発生した場合は、甲乙間で協議のうえ別途覚書で定めるものとする。

以上、本契約の締結を証するため、本契約書1通を作成し、甲乙が押印の上、甲が原本を
保有し、乙が原本の写しを保有する。

令和2年6月1日

甲：埼玉県上尾市宮本町4番

株式会社ベルーナ

代表取締役 安野 清

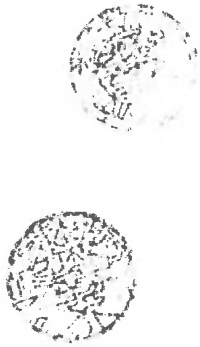


乙：埼玉県上尾市仲町一丁目7番

株式会社ベルーナ酒販

代表取締役 浅野 福太郎





計 算 書 類

第 66 期

自 令和 元 年 10月 1 日
至 令和 2 年 3 月 31 日

株式会社ベルーナ酒販

貸借対照表

(令和2年3月31日現在)

(単位:円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	665,158	流動負債	43,375,695
現金及び預金	573,064	買掛金	10,348
売掛金	10,580	借入金	43,000,000
商品		未払費用	330,347
繰延税金資産		未払法人税等	35,000
未収入金			
未収法人税等	81,514	負債合計	43,375,695
		純資産の部	
		株主資本	
		【資本金】	10,000,000
		【利益剰余金】	
		利益準備金	957,000
		別途積立金	957,000
		繰越利益剰余金	-54,624,537
		純資産合計	-42,710,537
資産合計	665,158	負債及び資本合計	665,158

損益計算書

令和元年10月1日から令和2年3月31日まで

(単位:円)

科 目	金	額
経常損益の部		
営業損益の部		
営業収益		
売上高		10,580
営業費用		
売上原価	10,348	
販売費及び一般管理費	117,990	128,338
営業利益		△ 117,758
営業外損益の部		
営業外収益		
受取利息	11,592	
その他営業外収益	3	11,595
営業外費用の部		
支払利息	213,237	
その他営業外費用		213,237
経常利益		△ 319,400
税引前当期利益		△ 319,400
法人・住民・事業税		△ 44,215
法人税等調整額		
当期利益		△ 275,185
前期繰越利益		0
当期未処分利益		△ 275,185

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① たな卸資産の評価基準及び評価方法

・商品

移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法)

・貯蔵品

最終仕入原価法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法によっております。

② 無形固定資産(リース資産を除く)

・自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

・その他の無形固定資産

定額法によっております。

(3) その他計算書類作成のための基本となる事項

① 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税込方式によっております。

② 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

2. 株主資本等変動計算書に関する事項

当事業年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 20,000株

自己株式 該当事項はありません。

計算書類に係る附属明細

第 66 期

自 令和 元 年 10月 1 日
至 令和 2 年 3 月 31 日

株式会社ベルーナ酒販

販売費及び一般管理費の明細

(単位：円)

科目	金額	摘要
業務委託手数料	32,830	
振込手数料	880	
電話料金	25,469	
事務所賃借料	55,440	
消耗品費（備品等）	1,481	
租税公課	1,890	
合計	117,990	